大阪府教育委員会 教育長 酒井隆行 様

「教職員の評価・育成システムに関するアンケート調査結果」についての質問書(回答)

# への質疑及び再質問

新勤評制度はいらない! 全国交流会 (〒530-0047 大阪市北区西天満 1-9-13 パークビル中の島 501 冠木法律事務所気付) 本件担当 吉田正弘 (携帯 090-5016-3844)

新勤評制度はいらない! 全国交流会が2018年9月5日提出した「『教職員の評価・育成システムに関するアンケート調査結果』についての質問書」(以下「質問書」という)についての大阪府教育委員会教職員室企画課長名による2018年12月19日付け回答(以下「府教委回答」または「回答」という)を受け取りました。長文・多岐にわたる質問書に項目毎の回答をお寄せくださり感謝いたします。

しかし、回答中には、質問の趣旨を誤って捉えていると思われるもの、正当な理由なく回答を拒んでいるもの等もいく つか見受けられます。これらの点について、質疑および再質問(以下「再質問」という)をしますので、あらためて文書 にてご回答をお願いします。

- ※ 「教職員の評価・育成システムに関するアンケート調査結果」を「府教委まとめ」という等、質問書で用いた略称を引き続き用いています。
- ※ 以下、 $1 \sim 8$  は複数の項目に亘る回答についての、9 は個々の項目についての回答、に対する質疑および再質問であり、10 は検証の包括的なスタンスに関するものです。

# 1 「2010(平成22)年度調査に倣った」ことについて

アンケート方法、設問(項目・選択肢等)自体についての問題指摘への回答として、「2010(平成22)年度調査に倣った」ことが挙げられている。(「〈質問1-1〉教頭を被評価者に含めたこと」,「〈1-3〉評価に結びつけての実施の当否」,「〈1-4〉システムへの否定的評価の排除」,「〈1-7〉評価の適切性を問う設問の不在」,「〈1-8 i〉自己申告票についての回答選択肢」,「〈1-8 ii)面談についての回答選択肢」,「〈1-8 iv〉評価方法の改善についての回答選択肢」,「〈1-8 v〉給与反映を行わないという選択肢の排除」,「〈1-10〉『がんばる』という表現」,「〈1-11〉教職員を二分化して見ることの強要」,「〈1-12〉『システム』についてのものではない問い」,「〈1-13〉、〈3-7-2〉『がんばり』を評価するという偽装設問」)

- ① 質問者は、前回(2010 年度調査)に倣ったか否かに関わらず、今回アンケート方法、設問自体について、「これで良かったのか」と問うているのだから、「前回に倣った」と言うことは、回答にならない。 前回調査を含めて、その方法、設問自体の妥当性について回答すべきである。
- ② 前回アンケートにおいても、自由記述回答の中で、設問自体の不適切性の指摘がかなりあった。 また、前回から今回までの期間に新たな考慮要素がある。(授業アンケートの導入のもたらす影響、学校現場での過 重労働の昂進、等) 前回の設問の変更を検討するべき条件はあった。
- ③ 今回アンケート設問作成にあたって、「前回に倣う」ことも「前回から変更する」「追加する」「削除する」ことも可能だった。(事実、前回から変更された項目、追加された項目もある。) その中で、「前回に倣う」ということは、一つの意志的な選択であり、「前回の設問が適切であり、したがって、今回も同じ設問にする」という判断がなされた、ということである。質問者は、その判断の当否を問うものである。
- ④ 一般には、「設問に不適切性があるが、統計的比較のために、前回と同じ設問にした」ということはあり得る。しかし、当該回答においてそのような趣旨は述べられていない。もしそのような項目があるなら、その旨回答されたい。

以上の理由により、「2010(平成22)年度調査に倣った」と回答した各項目について、再回答を求める。

2 「評価・育成システムそのものに関する意見等には回答を差し控える」ことについて

いくつかの質問について、「評価・育成システムそのものに関する意見等には回答を差し控える」として、質問に対する回答を拒んでいる。(「<2-3>評価が運用者の都合で決められていること」,「<2-4>システムが逆効果を生み出している統計資料」,「<3-3-2>面談の性格」,「<3-6-6>個々の教職員の抱える諸事情・諸条件」,「<3-7-5>給与反映の正統性」,「<3-7-7>給与反映のゼロサム的賃金構造」,「<4-2>教職員の「理解」のみを求めていること」)

- ① <2-3>、<2-4>はアンケート結果ではなく、「評価結果分布の比較」に記述された内容についての問いである。評価 結果分布の経年的な推移について、府教委まとめは、当該箇所で、単に数値から読み取れる特徴だけでなく、寛 大化傾向の「是正」という記述をしているから、これは「『システム』における評価がどうあるべきか」という価 値判断を行っていることになる。このように、「まとめ」自体の中で「システムそのものに関する意見等」を述べ ているのだから、「システムそのものに関する意見等には回答を差し控える」として回答を拒むことは根拠がない。
- ②〈3-3-2〉、〈3-6-6〉、〈3-7-5〉、〈3-7-7〉、〈4-2〉は、システムそのものに関する質問に触れているが、それは、質問書中の「指摘例」として示した如く、質問者の意見としてではなく、自由記述に多く見られた教職員回答者の諸意見について、どのように分析したのか、という問いである。したがって、あくまで「アンケート集計結果についての見解」として回答を行うべきものである。
- ③ 記号選択による回答にせよ、自由記述中の意見にせよ、教職員のアンケート回答内容は、当然すべて「システム そのもの」に関するもの以外はあり得ない。そもそも、アンケートの目的が「システムの充実・改善に活用する こと」なのだから、その「まとめ」が、「システムそのもの」に関する価値判断を含む記述になるのは当然であり、 事実、「まとめ」の各所でその旨の記述がなされている。質問者は、「まとめ」がそのような価値判断を含む記述 を行うこと自体を(その個々の価値判断に同意するかどうかは別として)否定するものではない。ただ、行政が 行為を行う場合には、その判断自体、その根拠等についての質問を受け、回答する説明責任がある。したがって、「システムそのものに関する意見等に回答が差し控え」られてはならないのである。

以上の理由により、「評価・育成システムそのものに関する意見等には回答を差し控える」として回答を拒んだ各項目 について、再回答を求める。

- ③ 「自由記述の内容についての意見や見解を求められているものについては、回答を差し控える」ことについて 自由記述の内容に関わる質問について、「自由記述の内容についての意見や見解を求められているものについては、 回答を差し控える」として回答を拒んでいる。(〈3-1-3〉、〈3-2-3〉、〈3-3-3〉、〈3-4-2〉、〈3-5-1〉、〈3-6-4〉、〈3-6-5〉)
  - ① 自由記述部分は、記号選択回答部分と並んで、アンケート集計結果の主要内容である。「まとめ」において、自由 記述の内容を無視することはできない。実際、「まとめ」は、自由記述からのサンプル抽出を載せており、「主な 意見として」として、その内容を一部要約記述し、それらも踏まえて結論を述べているのである。「自由記述の内 容についての意見や見解」は「まとめ」自体の中にも含まれているのである。だから、それに関する質問への回 答は差し控えることは根拠がない。
  - ② アンケート回答者の自由記述のすべてについて個々に意見・見解を述べることができないのは当然として、質問者は質問書中「指摘例」として引用した自由記述の個々についての見解・意見を質そうとしているのでもない。質問者がとりあげた自由記述は、(パワハラに関する指摘は別として)散発的に見いだされた意見の紹介ではなく、全回答者の記述を分析した結果、数十~数百にわたる回答数として示された種々の意見傾向群なのである。具体的には、教職員の労働過重の問題(〈3-1-3〉、〈3-6-5〉)、授業アンケートの公正・公平性と客観性、評価材料としての適切性(〈3-2-3〉)、実質上相対評価となっていること等評価のあり方についての問題指摘(〈3-4-2〉)、パワハラにかかわる問題(〈3-3-3〉、〈3-5-1〉)、教職員間の協働・仕事のあり方への影響(〈3-6-4〉)、教職員の仕事に対する数値的・ランク的評価を行うことの妥当性(〈3-4-2〉)、評価結果を給与反映に連動させることの問題(〈3-4-2〉)、等である。これらは、自由記述中に厚い層をなして数多く指摘されている意見群あるいは、看過することができない指摘(パワハラ)、なのである。

「今回のアンケートの結果を踏まえることも含め、今後も引き続きより良い制度となるように取り組む」、「今回アンケートの意見については、今後のより良い制度に向けて取り組む際の参考とする」のであれば、アンケート結果にある上記の指摘についての見解、あるいは最低限でもそのような指摘が数多くあったことが、「まとめ」中に言及されるべきである。それを欠いている場合に、その見解を質しているのである。

以上の理由により、「自由記述の内容についての意見や見解を求められているものについては、回答を差し控える」として回答を拒んだ各項目について、再回答を求める。

# 4 選択肢の設定に関わる回答について

質問者は、回答選択肢の欠損等について質問を行った。(<1-6>,<1-8>) しかし、その回答は次に述べるように質問趣旨をすり替えている。

〈質問1-6〉を例にとって説明する。

設問3(1)「授業アンケートの結果を特にどのような授業改善の取り組みにつなげましたか。」に「『特につなげていない』という回答選択肢がなぜ無いのか?」と問うたものである。

これに対する回答は、「『当てはまるものを全て選択』としていた。回答しなくてもエラーにはならない。」というものであり、要は、「『特につなげていない』人は、どの選択肢も選ばなければよい。」ということである。

質問者が問うたのは、「『特につなげていない』人はどのように回答すればいいのか?」ではなく、「『特につなげていない』という回答選択肢を欠いた設問は適切なのか?」ということなのである。

「選択肢に『特につなげていない』があって、それを選ぶ」ことと、「『特につなげていない』がないので、どれも選ばない」ということは、回答者の意志表示として異なる水準にある。後者の場合、「『特につなげていない』があればそれを選ぶところだが、それがないので、やむなく、示された選択肢の中から『強いて言えば』という感覚で選ぶ」という分枝が考えられるからだ。また、集計上、「特につなげていない」からどの選択肢も選ばなかった人と、他の理由でどの選択肢も選ばなかった人との区分も把握できない。

「選ぶものがなければ選ばなければよい」という府教委の回答は、「特につなげていない」という人の存在を認識していることを示している。認識したうえで、「特につなげていない」という人の存在を隠し、あるいはその比率が少なめに見積もられるように選択肢を設定した、ということである。それはアンケートのやり方として不正ではないのか?

<1-8>(改善に関する設問の回答選択肢)についても、質問の趣旨は同じで、これらの項目について、再回答を求める。

# |5| 授業アンケート関連の設問に関わる回答について

「授業アンケート」は前回(2010年)アンケート調査時にはなかった要素であり、今回が初めてのアンケート検証となることから、然るべき位置づけがなされるべきであったところ、

① <1-5>「『授業アンケート』について、その効果・意義を問う設問をなぜ設けなかったのか?」 に対する回答は見当違い(前提的に誤っている)である。(なお、<4-3>でも同じ回答を述べているが、これも含めて以下の再質問を行う。)

まず、当該回答は、「平成28年に実施した検証における今後の課題として、『授業アンケートを踏まえた教員評価の客観性と適正性を一層確保する方策について検討を進める必要がある』とされていることから、・・」とする。しかし、この「今後の課題」は、2016(平成28)年検証ではなく、2014(平成26)年検証中の「授業アンケート結果の判定と教員評価との関係イ今後の課題」にあるものである。2016(平成28)年検証で、これを「平成26年8月検証の概要」として、再掲している。したがって、件の「今後の課題」は「平成28年に実施した検証における今後の課題」ではない。

次に、2014 年検証におけるこの「今後の課題」は「授業アンケート結果が『特段に低い』と判定された場合は、『特段に高い』と判定された場合に比べ、教員評価との相関性が弱いことから、」に続く記述として示されたものであり、これを承けて 2015 (平成 27) 年システム改定を行ったのである。その結果、2016 年検証では「全体的な傾向として、『特段に高い』と判定された割合が減少したのに対し、『特段に低い』と判定された割合が微増し、その割合の差も2倍以下に縮小していることから、平成 27 年度システム改定による効果が一定認められるものと考える。」と結論しているのである。そして、2016 年検証では、「校種や学校・児童・生徒の特性等」を「どのようにすればより的確に制度に取り入れられるか」を今後の方向性として示している。

要約すると、2014検証は「授業アンケートの結果(特に低い場合)が評価にあまり反映されていない」ことを問題

として、2015 年改定を行った結果を、2016 年検証で「効果があった」と総括し、新たな課題として「校種等の特性」を提起したものといえる。

してみると、2014 年検証中の「今後の課題」は府教委にとっては「解決済み」のはずであり、今回アンケートで「この点に関する設問」を設定した、という回答は、府教委自身が行っていることを把握できていないということを示している。

しかも、実際「授業アンケート」に関する2つの設問(授業改善へのつなげ方、小学校等での授業アンケート回答者)はどちらも、「この点(授業アンケート結果の教員評価への反映のされ方)に関する」設問ではない。

そもそも、他の事項(「自己申告票」「面談、学校目標の共有」「意欲・資質能力の向上」「教育活動の充実・学校の活性化」「給与反映」)については、今回・前回の2度にわたるアンケート質問の項目とされているのに、「授業アンケート」については、導入後一度もその「効果・意義」』についての検証がされていない。(2014年検証、2016年検証は「効果・意義」に関するものではない。)「今回アンケートにおいてなぜ『授業アンケートの効果・意義』を問う設問を設けなかったのか?」というのがく1-5>の質問趣旨なのである。

〈1-5〉への回答を撤回して、あらためて回答することを求める。

#### ② 〈1-8 ii 〉 授業アンケートの改善方策

質問者は、「小学校での授業アンケートが保護者を通じてか、児童に直接か」という設問の趣旨を問うたのでもなく、また、この設問が不当だと指摘したのでもない。

「授業アンケートの改善に関して、この設問しかないのはなぜか」と問うたのである。

だから、「小学校・義務教育学校(前記課程)における[授業]アンケートの回答者に関する認識を確認するためです。」 (設問趣旨の説明)は、本質問に対する回答になっていない。

あらためて、質問に対する回答を求める。

# ③〈3-2-1〉「被評価者は授業改善に有用と認識している」ことの根拠

回答は「授業改善の取り組みに何らかの活用をされている様子が一定あり、『有用』と認識されていると考えている」としている。

しかし、設問3(1)「どのような授業改善の取り組みにつなげたか」は、本再質問4での説明例に示したように、

「特につなげていない」という回答選択肢を欠落させているから、どの選択肢を選んでも「何らかの活用をしている」ことになる。設問(回答選択肢)自体が"YES or YES"なのだが、Twice と趣を異にし、「(なんらかの)活用をしている」という答えをさせようというよこしま(?)な意図が透けて見える。

さらに、「活用している」ことと「有用と認識している」ことも別の事柄である。

設問3(1)の回答結果から「有用と認識されている」という解釈を導くのは無理があり、ヤマしいところがあるからこそ、「73.5%(3(1)回答中選択肢①~⑥のどれかを選んだ者の比率)が有用と認識している」とは書けずに、「様子が一定あり」と、ぼかした言い回しをしたものと察せられるが、曖昧化せずに、再度質問に対する回答を行うことを求める。

## ④〈3-2-2〉 「授業アンケート結果を知らされていない」教員が多数いることについて

回答は、授業アンケートの結果を知らされていない教員が多数いる理由として、「授業アンケートの結果については、授業力向上に向けた取り組みの例として、『授業アンケートの観点ごとの結果を伝えることで・・・』と記載しているが、必ず伝えるものとの記述になっていないため、全員には返されていない」ことを挙げている。

これは、「教職員の評価・育成システム手引き」の「IV 能力評価について 4 授業に関する評価(2) 授業アンケートの結果を踏まえて授業力の一層の向上に努めます」における記述を指していると思われる。

上記回答は、そこの記述における「※ 育成(評価)者は、授業アンケートの結果を活用し、授業力の向上に向けて以下のとおり取り組みます。」として挙げられた4つの事項(と2つの補助事項)の一つ目の「授業アンケートの観点ごとの結果等を伝えることで、授業を行う教員が自己の授業力を見直し、更なる向上に努めることを促します。」を引用しているわけだが、

・そこで挙げられた4つの事項は「取り組みの例」ではなく、「以下の通り取り組みます」として示されたものである。「以下の通り取り組む」と記載されているものを、取捨選択が任意な「取り組みの例」と改変して引用したの

は、「結果を伝えていないこと」を正当化するための欺罔ではないか?

・たしかに「手引き」は「必ず伝える」とは記述していない。しかし、「手引き」(に限らず、行政文書一般) において、「必ず」と書いていないものは「しなくてもかまわない」ものと受け取ってよいのか? まず、この2点、回答を求める。

そもそも、「授業アンケートの結果をどのような授業改善の取り組みにつなげましたか」という設問3(1)自体が、「結果を知らされている」ことを前提としている。質問者は、知らせていない校長を非難する意図ではなく、質問3(1)の前提が、知らされていない教員が多数いることと矛盾していることを指摘したのである。

回答は冒頭、「授業アンケートは、本システムにおける授業に関する評価を実施するにあたり踏まえるものとして実施しています。」としている。つまり、評価者が評価するために行っているのだ、ということだが、それでは、被評価者が「結果を授業改善の取り組みにつなげる」という設問3(1)の趣旨はどうなったのか?

教員(被評価者)にとっての活用の問題についての質問に対して、回答は校長(評価者)の都合(「必ず」と書いていないから、云々)にすり替えているのではないか?

また、回答後段の「特段に低い」場合についての記述(指導助言、支援等)も質問趣旨から外れている。(質問中<3-2-2>中の③は、「『特段に低い』とされたら最終評価で標準以下にされるほど、授業アンケート結果は重要なものなのに、なぜ知らされないのか?」と尋ねているのである。)

あらためて、質問への回答を求める。

# 6 システムは絶対評価か?

「絶対評価」「相対評価」に関わる質問について、「システムにおける評価は絶対評価」「相対評価ではない」との回答を返している。(<1-8-ivd)、<3-7-6>) しかし、この回答は質問趣旨をすり替えている。

質問者は、ご教示を受けるまでもなく、「システム」が形式上絶対評価であることを承知している。形式上は絶対評価だが、「実質的には相対評価」であることを、評価の仕方について府教委が校長に対して行ってきた指導、賃金分配の構造、アンケート回答で述べられている各学校での評価の運用のされた方、等を根拠に、「実質的相対評価」の語の定義を示しながら、そのことによって生じている問題点を質問書中指摘したのである。

したがって、「(質問者の指摘に反して)実質的にも絶対評価である」ことを根拠をもって示す、あるいは「(質問者の指摘の通り)実質的に相対評価である」ことを認める、ならば回答として成り立つ(真偽は別として)が、「(形式上) 絶対評価である」というのは質問に対する回答とはならない。

あらためて、「実質的に相対評価」であることによって生じている問題点の指摘に対する回答を求める。

# 7 否定的回答は、「システムの趣旨を理解していないから」なのか?

質問書は、特に被評価者において、否定的回答傾向が強い事柄についての見解を求めた。具体的には、

- 〈3-1-1〉自己申告票は役に立っているか [アンケート設問2(1)]
- 〈3-3-1〉面談は有用か [設問4(1)]
- 〈3-6-1〉(システムは)学校目標の共有につながっているか「設問7(1)]
- 〈3-6-2〉(システムは) 意欲・資質能力の向上につながっているか [設問7(2-1)]
- 〈3-6-3〉(システムは)教育活動の充実・学校の活性化につながっているか [設問 7 (3)]
- <3-7-3> 給与反映は意欲・資質の力の向上につながっているか「設問8(2)]

である。これらは、システムの効果・意義を問う、アンケート中の核心をなす設問に関するものである。

これらの設問への被評価者の回答はいずれも極めて否定的なものだった。質問書中〈3-7-3〉補足事項に示した、スコア平均を再掲する。(肯定・否定が半々で2.5。授業アンケート結果の判断基準に倣うなら、2.5以下は「特段に低い」)

	2 (1) 自己申告票	4(1)面談	7(1)目標共有	7(2-1)意欲・資	7(3)教育活動充	8 (2) 給与反映
				質能力向上	実・学校活性化	
2010 年度	2. 21	2. 39	2. 39	2. 15	2. 12	1.82
2017 年度	2. 26	2. 44	2. 15	2. 12	2.05	2. 30

(表中、項目番号の数字を斜体字にしているのは、質問書において番号の数字を誤って記載していた所で、この紙面を借りて訂正いたします)

回答において、

- <3-1-1> 肯定率の微増に言及するのみで、肯定率そのものが極めて低いことについて何も言っていないのはなぜか?
- 〈3-3-1〉否定的回答が半数程あることについて言及しないのはなぜか?
- 〈3-6-1〉〈3-6-2〉〈3-6-3〉肯定率が極めて低く、しかも、前回調査よりもさらに低くなっていることに口をつぐみ、「評価者、被評価者の認識の差が拡大」「評価者、被評価者の認識の差を縮小する取り組み」「システムの目的・趣旨が理解されるように」を述べている。しかし、本質的なのは、「評価者と被評価者の差」ではなく、「被評価者が極めて否定的な回答をしている」こと自体なのである。なぜ、率直にそのことを書けないのか?
- 〈3-7-3〉本再質問書 9 中〈3-7-1, 3-7-3, 4-4〉に関する項の②参照

これらについて、「まとめ」の「方向性」が「(教職員の)システムに関する認識が十分でなく、引き続き、システムに対する理解を深める取り組みが求められている」としていることに対して、質問者は、「それは、被評価者の理解の仕方に起因するのではなく、システム自体の問題に起因するのではないか」という指摘を行ったのである。(<4-2>)

しかし、上記各項目についての回答においても、「システムの趣旨等が理解されるように取り組む」「評価者・被評価者の意思疎通を図る」という趣旨のことしか言っていない。

あらためて、質問する。

これらの事項において教職員(被評価者)の回答に否定的傾向が強いのは、システム自体の問題に起因するのではなく、被評価者の理解の仕方に起因するものと考えるのか?

そう考えるのであれば、事柄毎に、その根拠を示されたい。

# 8 パワハラについて

質問者は、〈3-3-3〉、〈3-5-1〉において、自由記述の回答からパワハラが行われているのではないかと思われる事例をとりあげた。

本再質問書3002で述べたように、質問書は散発的な意見ではなく、自由記述中に厚い層をなして数多く指摘されている意見群を採りあげている。そのなかで、パワハラの事例の指摘は数多くあるというわけではない。しかし、パワハラは深刻な問題であり、たとえ1件でもあってはならないものであることを考え、これを採りあげた。

自由記述で指摘されたパワハラ事例がそのまま事実かどうかは分からない。しかし、その疑いがある。だから調査しなければならない。データIDから記述者を特定してはならないから、「面談、学校運営に関するシートなど、評価・育成システムに関わってのパワハラの指摘が何件かあった。そのような事例を経験・見聞した人は申告してほしい」という調査を教職員全員対象に行わなければならない。

回答には「府ではパワハラを含むハラスメントにつきましては、その対応指針等が示されております。」とある。大阪府教育委員会「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」には、「校長等管理監督者の責務」として「職場環境を乱す、又はそのおそれがある言動を見逃さないよう十分に注意を払うこと。」とあり、「教職員が留意すべき事項(2)パワー・ハラスメントに気付いたときの留意事項」として、「パワー・ハラスメントとみられる言動については、職場の構成員として注意を促すこと。」「被害を受けているケースを見聞きした場合には、声をかけて相談に応じること。」「パワー・ハラスメントに関する相談を受けた場合には、その信頼を裏切らないよう、問題の解決につながるような建設的なアドバイスをするよう心がけること。また、相談者の同意を得た上で、校長等管理監督者または他の相談窓口に相談すること。」とある。府教委事務局(教育庁)構成員は、校長等管理監督者や教職員ではなくても、当然このような責務や留意事項は等しく共有されているはずである。

今回アンケートの集計者であるあなた方府教委(事務局担当部署)は、アンケート回答から、パワハラ(の疑いがある) 事例をキャッチした。それに対してあなた方はどう対応したのか? 大阪府のパワハラ相談の窓口である職員総合センターに通報・相談したのか? 教職員に対するパワハラ調査の実施などを検討したのか? 端的に答えてほしい。

#### 〈1-2〉設問事前周知、入力時間

- ・「校長・准校長、市町村教委あて通知の参考資料として設問を送付した」とあるが、それをアンケート回答者たる教職 員に周知させるようにという指示を行ったか?
- ・1 画面最大1時間であっても、現に時間が不足したことが自由記述中複数指摘されていることについて、どう考えるか。

#### <1-9> 勤勉手当への反映

・基準とされるA評価において勤勉手当の査定がマイナスであることを、なぜアンケート設問での説明に明記しなかったのか、という質問趣旨であり、それに対する回答とはなっていないので、あらためて、質問に対する回答を求める。

# <1-11>「がんばった人」「そうでない人」の二分化

・回答には「教職員を二分化のみで見ることを前提にした設問趣旨ではありません」とあるが、現に設問8(1)は「がんばった人とそうでない人に給与差を設けるのは適当だと思いますか」であり、回答選択肢は「そう思う」「そう思わない」だけだから、この設問は二分化して見ることを前提するのでなければ成り立たない設問ではないか。そうでないというのであれば、どのような「設問趣旨」なのかを回答されたい。

#### 〈3-4-1〉設問5(1)での回答選択肢の前回との相違

- ・回答では、前回と選択肢の項目を変えたことの趣旨を述べている。 しかし、質問は、「なぜ選択肢の項目を変えたのか」ではなく、「選択肢の項目が変わったから、それに対する回答パーセンテージの解釈も変わるのではないか」ということなのである。それにたいする回答になっていない。
- ・「資料編23ページの表がデータの捏造ではないのか?」(2010[H22]アンケートでの回答選択肢の文言を変えて掲載) という質問への回答がない。

あらためて、質問に対する回答を求める。

#### 〈3-4-3〉 設問 5 (1) 回答選択肢が具体的に意味するもの

質問中、「現在府教委が検討していると思われる改変構想」との記述は、「現在検討しているものではない」という回答にしたがって、「府教委が今後検討を進めるとする改変構想」と訂正する。

この訂正によっても、「設問 5 (1) の回答選択肢①②の内容について具体的に何を述べているのか定かでないのでその回答結果を根拠として何らかの方向性を示すことはできないのではないか?」とする質問趣旨は変わらない。つまり、「本アンケートを通じて教職員の意見を確認する」ことにはならないのではないか。

あらためて、質問趣旨に沿った回答を求める。

# <3-7-1,3-7-3,4-4>「システムにおける給与反映が概ね理解され、定着してきている」との認識の根拠 「まとめ」中、「システムにおける給与反映が概ね理解され、定着してきている」との認識の根拠について質したものであるが、

- ① <3-7-1>, <3-7-3>に対する回答は、「8(1)あるいは8(2)の回答のみをもって総括したものではなく、給与反映の設問全体を通して総括したもの」とあり、一方<4-4>に対する回答は「8(3)の回答から総括した」とある。回答にブレがあるのは、認識の根拠が薄弱だからではないか。
- ② ・設問8(1)は「システムにおける給与反映」に関するものでない(<3-7-1>参照)こと、
  - ・8(2)については、肯定的回答が、前回アンケートで極端に低かったことから今回アンケートでその比率が増加 したとはいえ、やはり被評価者の過半が否定的な回答を与えている(<3-7-3>趣旨補足参照)こと、
  - ・8(3)については、④「特に何も思わない」という回答が多いことが直ちに「定着した」ことの根拠とは言えないこと、
  - ・8(4)については、「給与反映をなくす」という選択肢を欠くなかでの回答が、「理解されたこと」の根拠とするには不十分であること、

を勘案するなら、設問8全体として見ても「給与反映は理解されている」とは言い難い。

さらに、自由記述中の膨大な数に上る給与反映に関する言及を合わせ考えて、全体を通して総括して「給与反映は理解されている」と言い得るのか?

この件について、あらためて、回答を求める。

#### 〈4-1〉「肯定的な意見が増加した」?

「今後の方向性と改善策」において、「前回よりも全体としてシステムに対する肯定的な意見が増加している」とあることについて質問者は疑義を表したのだが、それに対する回答は「被評価者については、前回に比べ減少している項目もあるが、評価者については、前回より肯定的意見が増加しています。これら全体を通じての検証として、『肯定的意見が増加した』と総括しました。」としている。

- ① 「被評価者の方は肯定的意見が増加していないが、評価者の方は増加している。足して2で割れば増加したことになる」という理屈である。しかし、評価者と被評価者には根本的な立場の違いがあり、これを足して2で割るような括り方は不適当と言うほかない。「まとめ」においては、「評価者については、前回よりも全体としてシステムに対する肯定的な意見が増加している。被評価者については、肯定的な意見が増加しているとはいえない。」と明確に書くべきだったのではないか。
- ② しかも、「まとめ」中「今後の方向性と改善策」には、「<u>評価者・被評価者ともに</u>全体としてシステムに対する肯定的な意見が増加している」と書かれている。これは、「被評価者については、前回に比べ減少している項目もあるが」とする回答からしても、実際の回答数値からしても、明らかに虚偽記述だったのではないか。

あらためて、この2点についての回答を求める。

#### 〈4-7〉検討を進める項目について

回答には「今後検討を進める項目の一つであるために、具体的に示せるものがない」とある。

しかし、質問者は今後進められるという検討の内容(何をどうするか)そのものを聞いているのではなく、「まとめ」に記された「経験年数の指標の導入」や「業績・能力ウェイトの導入」という語句が具体的に意味するものが何なのか、を聞いているのである。

あらためて、回答を求める。

#### 〈4-8〉能力評価における懲戒処分等の取扱いの見直しについて

回答に「今回アンケートの結果も踏まえながら、今後検討」とあるが、「今回アンケートの結果を踏まえる」ということは、「今回アンケート結果において、設問 5 (1) 回答中、選択肢③『表彰や懲戒処分等を他の評価要素よりも重く評価に反映する』への肯定率が低いことを踏まえる」という意味だと考えてよいか。

## 10 検証のあり方について

終わりに、アンケート結果の検証のあり方について、包括的にそのスタンスを問いたい。

一般的に言って、ある制度やシステムの運用にあたっては、行政が、その制度なりシステムなりが良いものであるという前提に立つのは、ある意味当然のことであろう。

しかし、「検証」においては、その前提に立ってはならない。

検証は制度・システムをより良いものにするために行うためのものである。検証をすれば、現行制度・システムの良い面も悪い面も浮かび上がってこよう。悪い面を認識しなければ改善することはできない。それを客観的に整理して提示することが「検証」にあたっての行政の役割である。

この点、今回アンケートにおいて、大阪府教委のスタンスはどうだったろう? 「評価・育成システム」が良いものであるという前提に立ち、良いものに見えるように、アンケートの設定や結果の分析や回答を行ってはいないだろうか? もしかして、行政担当だからそうしないといけない、それが行政の立場だ、と間違って思い込んでいないだろうか? それでは検証にならない、システムをよりよいものに改善することもできない。回答においても、言い繕おうとして、質問趣旨とは別のことを答えたり、参照を間違ってますます整合性を失ったり、回答を回避するために筋の通らない理由を付けたり、していないだろうか?

もう一度、アンケート集計をきちんと読んでほしい。そこには、多数教職員が「システム」を極めて否定的に捉えている事実、および、アンケート設問や「まとめ」が無視しようとした膨大な問題の所在が隠されようもなく示されている。 それにどう向かい合うのか。行政(府教委)に問われているのはそのことだ。